

1 財務会計事務

(1) 契約手続及び履行確認の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課	<p>1 受注者が再委託を行う場合、契約書第6条第1項により、書面をもって大阪府に通知し、承認を得なければならないとされているが、大阪府は業務実施計画書の中に記載されている事業実施体制及び事業内容により再委託の書面通知がなされていると判断し、書面通知を入手していなかった。</p> <p>2 同条第3項では、受注者は再委託先から暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、大阪府に提出しなければならないが、大阪府は誓約書を入手していなかった。</p> <p>「OSAKA魅力再発見ツーリズム推進事業」委託</p> <p>(1) 期間 平成25年6月27日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約金額 19,996,825円</p> <p>(3) 再委託業務及び金額</p> <p>観光情報冊子作成業務 2,100,000円</p> <p>ホームページ作成業務 309,750円</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>業務実施計画書の中に業務の一部を再委託する旨の記載はなく、再委託の書面通知を入手しているとは言えない。</p> <p>また、暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を入手していなかったのは契約書に違反している。</p> <p>今後、同様の契約により事業を実施する際には、契約内容を熟知し、再委託に係る書面通知の入手や承認手続の実施など、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【緊急雇用創出基金事業「OSAKA魅力再発見ツーリズム推進事業 契約書」</p> <p>(再委託等の禁止及び誓約書の提出)</p> <p>第6条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせるはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項について、書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。</p> <p>(中略)</p> <p>3 受注者は、受任者又は下請負人が大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例58号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>「OSAKA魅力発見ツーリズム推進事業」については、平成25年度に終了しており、今年度において再委託をしているものもない。</p> <p>今後、再委託を行う場合は、契約書に基づき、再委託に係る書面通知の入手及び承認手続の実施など、適正な事務処理に努めていく。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容						
府民文化部 府政情報室 広報広聴課	<p>汎用電子申請システム用サーバ機器等の賃貸借契約2件について、契約書に定められている月毎の履行完了書を契約期間中、一度も入手しておらず、月毎に行われる検査は、請求書により実施されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 619 1216 819"> <thead> <tr> <th>契約期間</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年11月1日から 平成25年10月31日まで</td> <td>52,380,871円</td> </tr> <tr> <td>平成25年11月1日から 平成26年1月31日まで</td> <td>802,533円</td> </tr> </tbody> </table>	契約期間	契約金額	平成21年11月1日から 平成25年10月31日まで	52,380,871円	平成25年11月1日から 平成26年1月31日まで	802,533円	<p>【是正を求めるもの】 現在締結している賃貸借契約の履行検査に当たっては、月毎に履行完了書を入手し、適正に検査を行われたい。</p> <p>【汎用電子申請システム用サーバ機器等の賃貸借契約書】 (検査等)</p> <p>第15条 乙は、月毎に、機器の状態等を確認し、良好に賃貸借の履行を完了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。</p> <p>2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく契約書に定めるところにより、業務の履行の状況を確認するための検査を行わなければならない。</p> <p>(契約代金の支払)</p> <p>第16条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、適法な手続きに従って、契約代金の支払を甲に請求することができる。(以下略)</p>	<p>現在契約している賃貸借契約については、契約書に基づき、毎月受注者から完了届を受理し、履行検査を行っている。</p> <p>今後も、契約書に基づき適切な事務処理に努める。</p> <p>(参考)</p> <p>契約期間：平成25年11月1日から 平成29年10月31日まで</p> <p>契約金額：88,300,800円</p>
契約期間	契約金額								
平成21年11月1日から 平成25年10月31日まで	52,380,871円								
平成25年11月1日から 平成26年1月31日まで	802,533円								

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
福祉部 高齢介護室 介護支援課	<p>「介護支援専門員登録通知書及び介護支援専門員証の作成業務」の単価契約について、随意契約を行ったが、当該単価に当初見込数量を乗じた契約見込総額（予定価格）が1,254,874円と100万円を超えているにもかかわらず、一般競争入札が行われていないものがあった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 大阪府財務規則第61条の2（随意契約の限度額）の規定に違反している。起案者のみならず、決裁関係者を含めて、契約事務関連のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （随意契約の限度額） 第61条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 250万円 (2) 財産の買入れ 160万円 (3) 物件の借入れ 80万円 (4) 財産の売払い 50万円 (5) 物件の貸付け 30万円 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円</p>	<p>単価契約であっても、随意契約の要件に該当するかどうかを確認することとした。また、契約事務関連のルールについては、グループから会計事務研修に1名以上参加し、研修内容について伝達するなど、適正な事務処理を行うことができるよう努めている。</p> <p>なお、平成26年度の当該契約は契約見込総額が100万円を下回っており、1号随契（少額随契）の要件に該当するため、随意契約を行った。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課 健康づくり課 食の安全推進課	<p>委託業務仕様書を作成していない委託業務の契約があった。</p> <p>《健康医療部保健医療室保健医療企画課》</p> <p>1 「一人医師医療法人設立受付相談業務」(契約相手方：A)</p> <p>(1) 契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 支出額：3,194,000円</p> <p>2 「一人医師医療法人設立受付相談業務」(契約相手方：B)</p> <p>(1) 契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 支出額：1,254,000円</p> <p>《健康医療部保健医療室健康づくり課》</p> <p>3 「発達障がい者・高次脳機能障がい者等8020運動推進特別事業」</p> <p>(1) 契約期間：平成25年9月25日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 支出額：1,999,000円</p> <p>《健康医療部食の安全推進課》</p> <p>4 「大阪府中央卸売市場食品衛生検査所機械器具保守点検業務」 紫外可視分光光度計</p> <p>(1) 契約期間：平成26年1月15日～同年3月31日</p> <p>(2) 支出額：209,223円</p> <p>5 「大阪府中央卸売市場食品衛生検査所機械器具保守点検業務」 過酸化水素計</p> <p>(1) 契約期間：平成26年1月23日～同年3月31日</p> <p>(2) 支出額：341,250円</p> <p>6 「大阪府中央卸売市場食品衛生検査所機械器具保守点検業務」 電子天秤及び高速冷却遠心機</p> <p>(1) 契約期間：平成26年1月27日～同年3月31日</p> <p>(2) 支出額：247,800円</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>委託業務契約については、委託仕様書を作成して、発注者が求める業務内容や範囲を、受注者に正確に伝えることにより、適正な契約を締結されたい。</p> <p>総務部契約局総務委託物品課では、調達業務を支援するため、「大阪府電子調達庁内ポータルサイト」に、業務に役立つ情報を掲載している。</p> <p>【「委託役務業務仕様書作成のポイント」より】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様書とは、業務を実施するために必要な業務内容を詳細に説明した文書で、作業の順序、方法、使用材料等について、明確に指示するものです。 仕様書は発注側にとって、予定価格の算定、履行の確認、履行完了の確認等を行う場合の基礎書類です。受注者側にとっても、見積、業務等を行う場合における基準となる重要な書類です。 地方公共団体の契約は、公共の福祉を実現するための手段として、公正で確実に効果的に目的が達成されることが必要です。 入札や随意契約に関わりなく、適正な契約を締結するためには、発注者が仕様書を通じて、求める業務内容や範囲を、受注者に正確に伝える必要があります。 受注者は仕様書に書かれたことしか履行の義務を負いません。履行してほしいことは漏れなく仕様書に書き込むことが必要です。 受注者は仕様書を基に積算し見積もりすることから、不明瞭な仕様書は競争性を阻害し、要求した業務履行がなされない、想定外の費用の発生など、契約上のトラブルの原因となります。後日のトラブルを未然に防ぐために、適正な仕様書が必要です。 業務の履行確認の際にも、仕様書は重要な役割を持っています。仕様書に書かれていることが、しっかりと履行されているかを確認することが必要です。逆に言えば、明確な仕様書を書いておけば、履行確認も適正に行うことができます。 	<p>委託業務契約について、適正な契約締結のために、委託仕様書を作成することとした。</p> <p>今後は大阪府電子調達庁内ポータルサイトの委託役務業務仕様書作成のポイントを確認し、業務の履行確認の際にも使用できるよう、より一層、適正な事務手続の執行に努める。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
健康医療部 保健医療室 健康づくり課 薬務課 環境衛生課	<p>履行確認について、検査調書が作成されていないものや検査調書に必要な事項が記載されていないものがあった。</p> <p>《健康医療部保健医療室健康づくり課》</p> <p>1 「肝炎ウイルス検査（B型肝炎・C型肝炎）事業」</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 委託料：76,013,638円</p> <p>(3) 委託事業完了日：平成26年3月31日</p> <p>(4) 検査年月日：平成26年3月31日</p> <p>《健康医療部薬務課》</p> <p>2 「大阪府登録販売者試験（平成25年9月施行）運営補助業務」</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年8月1日～同年9月30日</p> <p>(2) 委託料：2,257,500円</p> <p>(3) 委託事業完了日：平成25年9月25日</p> <p>(4) 検査年月日：平成25年9月25日</p> <p>《健康医療部環境衛生課》</p> <p>3 「大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所地方独立行政法人に伴う指導助言業務」</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年4月11日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 委託料：13,999,999円</p> <p>(3) 委託事業完了日：平成26年3月26日</p> <p>(4) 検査年月日：平成26年3月26日</p> <p>4 「地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に係る内部情報システム開発委託業務」</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年9月11日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 委託料：52,705,800円</p> <p>(3) 委託事業完了日：平成26年3月31日</p> <p>(4) 検査年月日：平成26年3月31日</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>検査調書が作成されていない履行確認や検査調書に必要な事項が記載されていない履行確認は、財務規則等で定められた要件を欠いている。</p> <p>起案者のみならず、決裁関係者を含め委託事業における履行確認のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 (略)</p> <p>4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。(以下、省略)</p> <p>《様式第36号その4(委託役務)に記載する項目》</p> <p>履行場所、契約日、履行期間、受注者、契約金額、完了日、検査日、支出金額、検査内容など</p> <p>【検査調書(財務規則様式第36号)における検査内容の記載方法について(平成18年10月2日)】 (検査内容欄に記載すべき事項)</p> <p>検査内容欄は検査員がどのような検査をしたのかを事後的・客観的に確認できるよう、検査書類、検査方法など、下記を参考に、具体的に記載すること。ただし、契約の内容や必要性に応じ、記載事項については適宜、変更すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査場所(現地で検査を行っている場合は、その名称) ・ 検査書類(検査すべき書類のチェックリスト等を作成している場合は、別途添付すること) ・ 給付の内容が、契約書や仕様書などに記載されている目的、品質、規格、数量などの条件どおりに完了しているかを具体的な検査事項や数値を列挙しながら、検査手順に沿って記載 ・ その他特記すべき事項 	<p>平成26年10月に、各室・課において監査結果の情報共有を行い、委託契約における履行確認のルールや検査調書への検査内容の記載方法等について全職員に周知徹底を図った。</p> <p>また、会計局の協力を得て、平成27年2月に、保健医療室会計実地検査後フォローアップ研修を実施して、「正確で効率的な会計事務処理の徹底」について職員の意識の向上を図った。今後とも、課内会計研修を実施し、さらなる意識の向上を図る。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	<p>平成25年度組合先進事業創出事業選定委員会の開催会場の選定に当たり、大阪府財務規則及びその運用規定では、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされているにもかかわらず、1者のみから見積書（23,100円）を徴取し、他の会場の比較見積書の徴取がされていないものがあった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 大阪府財務規則第62条（見積書の徴取）に違反している。起案者のみならず決裁関係者は、契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>職場内研修を実施し、今回の監査結果とともに、過去に他の所属で指摘のあった主な事例を紹介するなど注意喚起を行った。併せて、会計局資料を基に、府財務規則等に基づく契約事務のルール等について、周知・徹底した。</p> <p>また、会計局開催の研修への参加を通じて、職員の意識向上を図った。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 雇用推進室 人材育成課	<p>人材育成課で平成25年4月1日以降に契約を締結したデュアルシステム訓練事業59件のすべてにおいて、委託単価契約書第4条に規定する再委託を可能とするための「受注者からの書面による通知」及び「発注者の承認」の行為がなされていなかった。</p> <p>【デュアルシステム訓練の概要】 大阪府委託訓練事業「デュアルシステム訓練」は、職業能力形成機会に恵まれなかった若年者等のみならず、広く離職者全般に対する職業支援として、民間教育訓練機関等（以下「委託先機関」という。）における座学訓練と企業での実習を組み合わせることにより実践的な職業能力を付与する訓練である。 国の委託訓練実施要領に基づき、府が委託先機関との間で委託契約を締結して実施している。 座学訓練は委託先機関が実施し、企業実習は実習生の受入が可能な企業を委託先機関が選定し、再委託している。</p> <p>【国の要領改正等】 平成25年3月29日付で、国の委託訓練実施要領が改正され、委託先機関は企業実習を行う企業と再委託契約を締結することを原則とし、実習内容、実習期間、実習時間、受講生の管理体制を明記することが示された。 この要領改正を受け、府においても平成25年4月1日以降に締結する委託契約については、委託単価契約書第13条第2項において、受注者は実習型訓練を委託した実習先企業と再委託契約書を締結することを原則とし、実習内容、実習期間、実習時間、受講生の管理体制を明記することとした。</p>	<p>【是正を求めるもの】 委託訓練実施要領改正に伴い、実習型訓練の再委託契約締結が要件化され、契約書にその旨明記したにも関わらず、59件の全てにおいて再委託を行う際に必要な手続について確認をしていなかったことは問題である。 起案者のみならず、決裁関与者を含め契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>大阪府デュアルシステム訓練事業 委託単価契約書 抜粋 (再委託等の禁止及び誓約書の提出) 第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせようとする受任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項について、書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。</p> <p>(実習) 第13条 (略) 2 受注者は、実習型訓練を委託した実習先企業とは、実習が開始される前までに委託契約書を締結することを原則とし、委託契約書には実習内容、実習期間、実習時間、受講生の管理体制を明記するものとする。 (以下略)</p>	<p>(デュアルシステム59件の委託契約の取扱い) 平成25年度に契約締結したデュアルシステム訓練事業59件については、契約期間が既に満了し、精算行為も終了済であることから、再委託契約に係る対応はできないが、平成26年度分について以下のとおり措置することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に契約を開始し、企業実習は終えているが、期間満了となっていないものについては、実習企業先一覧表及び再委託契約書の写しを徴取することで補完し、今後、企業実習を行う際は、契約書に記載のとおり事前協議を実施して、各書類の提出等所定の手続を行う。

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課</p>	<p>地方自治法施行令(以下「施行令」という。)第167条の2第1項第1号及び大阪府財務規則(以下「規則」という。)第61条の2第1項第6号に基づき、業務委託において随意契約できる場合は、予定価格が100万円を超えないときとしているが、「環境行政指導業務支援情報システム業務アプリケーション改造業務」(以下「改造業務」という。)は、予定価格が1,045,388円と100万円を超えているにもかかわらず、契約金額が100万円を超えなかったため、施行令第167条の2第1項第1号に基づく随意契約としていた。</p>	<p>【是正を求めるもの】 地方自治法施行令の適用条文を誤っている。改造業務は、「特定のものでなければ履行できないもの」として、府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積書を省略していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とすべきであった。 起案者のみならず、決裁関与者を含め契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <hr/> <p>【地方自治法施行令】 (随意契約) 第167条の2 1 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>【大阪府財務規則】 (随意契約の限度額) 第61条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円</p> <p>【大阪府財務規則の運用 第61条の2関係】 3 規則61条の2第6号の「前各号に掲げるもの以外のもの」は、業務委託、役務の提供、物品の修繕及び電子複写サービス等の契約をいう。</p> <p>【大阪府財務規則】 (見積書の聴取) 第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用 第62条関係】 2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。</p>	<p>業務委託で随意契約できる場合について、室幹部会において、地方自治法施行令の適用条文を確認するとともに、契約事務のルール等について周知徹底を図った。あわせて、グループ長を通じてグループ員へ周知した。 また、再発防止のために、随意契約する場合、地方自治法施行令の適用条文の内容を理解した上で、起案できるよう、新たにチェックリストを作成し、今後は、起案文に添付することを室内で周知した。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>住宅まちづくり部 建築振興課</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の理由の一つとしている下記業務に係る国の通達は平成12年4月に廃止されている。</p> <p>1 一般財団法人大阪府宅地建物取引主任者センター（以下「宅建主任者センター」という。）に委託している取引主任者証に係る業務</p> <p>(1) 取引主任者証交付申請書の取りまとめ (2) 取引主任者証の作成・加工に関する事務 (3) 取引主任者証交付事務の補助 (4) 取引主任者証更新案内の送付事務</p> <p>※昭和55年12月1日付け建設省不動産課長通達 第5 取引主任者証について</p> <p>1 取引主任者証の交付申請手続について (略)</p> <p>2 取引主任者証の交付手続について (略)</p> <p>3 事務の委託について 講習の実施の監督及び取引主任者証の交付手続により、都道府県の事務が相当増加するものと見込まれるので、可能なものは講習実施団体と協議のうえできる限り当該団体に委託すること。 (以下略)</p> <p>※この通達は、平成12年4月に当該業務が機関委任事務から自治事務に変わった際に廃止された。</p> <p>担当課の見解は、宅建主任者センターは府内唯一の法定講習実施機関となっており、法定講習と取引主任者証に係る業務は密接な関係にあり、契約先は宅建主任者センターにおいて他にはなく、入札には適さないとしている。</p>	<p>【是正を求めるもの】 既に廃止された通達を随意契約の理由とすることは、不適切であり改められたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (随意契約) 第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (以下略)</p>	<p>平成27年度の業務委託契約の随意契約理由について、廃止された国の通達の記載を削除し、地方自治法施行令の規定に基づく内容に修正した。 今後は、随意契約理由の内容の精査を行い、適正な契約事務の執行に努めていく。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容									
住宅まちづくり部 公共建築室 一般建築課	<p>大阪府暴力団排除条例や総務部契約局総務委託物品課通知により、公共工事等の契約に当たり、元請人や下請人等から暴力団員等ではない旨の「誓約書」を提出させることとなっており、条例等によれば、契約金額が500万円を超えた時点で、誓約書を入手する必要があるが、下記、工事監理業務委託契約については、契約内容の変更と1か月の工期の延長をしたことに伴い、契約金額が5,458,950円に増額となったにもかかわらず、誓約書を入手していなかった。</p> <p>委託契約名称：大阪府平野警察署新築工事監理業務</p> <table border="1" data-bbox="557 808 1299 1092"> <thead> <tr> <th></th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成25年7月10日～同年12月13日</td> <td>平成25年7月10日～平成26年1月15日</td> </tr> <tr> <td>委託金額</td> <td>4,461,450円</td> <td>5,458,950円</td> </tr> </tbody> </table>		変更前	変更後	契約期間	平成25年7月10日～同年12月13日	平成25年7月10日～平成26年1月15日	委託金額	4,461,450円	5,458,950円	<p>【是正を求めるもの】 条例・通知の趣旨を十分理解するとともに、誓約書の入手を徹底させる措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府暴力団排除条例】 (公共工事等からの暴力団の排除に関する措置) 第11条 2 知事は、前項各号(第3号を除く。)に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。</p> <p>【大阪府暴力団排除条例に基づく事業者からの「誓約書」の提出の徹底について(平成24年3月9日 大阪府総務部契約局総務委託物品課通知)】 公共工事等の公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年4月1日から大阪府暴力団排除条例が施行されており、公共工事等の受注に際し、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となっています。 本制度の趣旨を理解され、大阪府と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、下記のとおり、「誓約書」の提出を徹底してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等(施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>【大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの誓約書の提出についてFAQ(平成23年度 大阪府総務部契約局作成)】 Q1-4 設計変更で契約金額が増額となり、500万円以上となる場合はどうするのか。(以下、略) ○ 契約金額が500万円以上となる変更契約を締結する時点で、当該変更契約の相手方から誓約書の提出を求める。(以下略)</p>	<p>今後、誓約書の入手を徹底させるため、誓約書の提出基準について明記されている「大阪府暴力団排除条例の施行に伴う事業者からの誓約書の提出についてFAQ(平成23年度大阪府総務部契約局作成)」を全課員に配付し熟読するよう通知して、再認識を図った。</p>
	変更前	変更後										
契約期間	平成25年7月10日～同年12月13日	平成25年7月10日～平成26年1月15日										
委託金額	4,461,450円	5,458,950円										

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
教育委員会事務局 教育振興室 高等学校課	<p>履行確認の検査において、検査調書が作成されていなかった。</p> <p>《教育委員会事務局教育振興室高等学校課》</p> <p>1 大阪公立高校進学フェア2014開催に係る会場借上代 支出額：4,676,370円</p> <p>2 使える英語プロジェクト事業英語科教員研修業務委託契約 支出額：2,000,000円</p>	<p>【是正を求めるもの】 大阪府財務規則第69条の規定に違反している。起案者のみならず、決裁関与者を含め契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 契約局長は、次に掲げる検査を、その所属職員以外の職員に行わせることができる。 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上記名押印し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。</p>	<p>監査結果を受け、検査調書を作成するとともに、高等学校課内で周知と注意喚起を行った。</p> <p>今後も、会計研修など、機会があるごとに注意喚起を行い、再発防止と適正な事務処理に努める。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>教育委員会事務局 施設財務課</p>	<p>履行確認の検査において、検査調書が作成されていなかった。</p> <p>○大阪府立高等学校等入学料及び入学検定料OCR処理業務委託事業 支出額：1,640,476円</p>	<p>【是正を求めるもの】 大阪府財務規則第69条の規定に違反している。起案者のみならず、決裁関与者を含め契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 契約局長は、次に掲げる検査を、その所属職員以外の職員に行わせることができる。 4 契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の2第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書(様式第36号)を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上記名押印し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。</p>	<p>今回の結果を踏まえ、今後、同様の事項を起こさないように検査調書の不備について、課内で情報共有のため周知及び注意喚起を行った。</p> <p>なお、不備のあった検査調書については速やかに作成した。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
教育委員会事務局 教育振興室 支援教育課	すべての経費支出において、検査員の指定が行われておらず、検査員でない者が検査を行っていた。	<p>【是正を求めるもの】 大阪府財務規則第69条の規定に違反している。起案者のみならず、決裁関与者を含め契約の履行確認や検査のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p>	監査結果を受け速やかに、検査員の指定を行うとともに、今後、適正な事務処理を行うため、課内において、会計事務の適正執行に関する研修(平成26年9月3日実施)を行い、周知徹底を図った。
教育委員会事務局 文化財保護課	「年間経費支出による用品の購入」等、一部の支出において、検査員の指定が行われておらず、検査員でない者が検査を行っていた。	<p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (検査) 第69条 (略) 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。</p> <p>【大阪府財務規則の運用第69条関係】 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。</p>	監査結果を受け速やかに、検査員の指定を行い、今後、適正な事務処理を行うため、課内会議にて課長より各グループ長あて注意喚起を行うとともに、グループ員へ注意喚起するようメールで周知徹底を図った。

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容												
教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課	<p>「教員採用選考テスト（第2回）問題作成業務（2,940,042円）」に係る随意契約において、契約保証金（150,000円）が納付されていないにもかかわらず、契約が締結されていた。</p> <p><契約保証金納付までの動き></p> <table border="1" data-bbox="593 630 1400 886"> <tr> <td>見積徴収・採用</td> <td>平成25年10月7日</td> </tr> <tr> <td>契約保証金納付調定（起案）</td> <td>平成25年10月15日</td> </tr> <tr> <td>契約及び経費支出伺い（起案）</td> <td>平成25年10月16日</td> </tr> <tr> <td>契約及び経費支出伺い（決裁）</td> <td>平成25年11月5日</td> </tr> <tr> <td>契約書押印（契約日）</td> <td>平成25年11月5日</td> </tr> <tr> <td>契約保証金納付</td> <td>平成25年12月3日</td> </tr> </table>	見積徴収・採用	平成25年10月7日	契約保証金納付調定（起案）	平成25年10月15日	契約及び経費支出伺い（起案）	平成25年10月16日	契約及び経費支出伺い（決裁）	平成25年11月5日	契約書押印（契約日）	平成25年11月5日	契約保証金納付	平成25年12月3日	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>大阪府財務規則第67条の規定に違反しており、起案者のみならず、決裁関与者を含め契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>再発防止及び会計事務の適正化に向けて、次の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所属職員に今回の監査結果を周知し、契約締結時の必要手続について、適正な事務処理の徹底を図った。 2 会計事務マニュアル等を参考に、検出事項の再発を防止する内容を取り入れた、実践的なマニュアルを整備するとともに、これを活用した所属内研修を実施し、適正な事務執行に努める。
見積徴収・採用	平成25年10月7日														
契約保証金納付調定（起案）	平成25年10月15日														
契約及び経費支出伺い（起案）	平成25年10月16日														
契約及び経費支出伺い（決裁）	平成25年11月5日														
契約書押印（契約日）	平成25年11月5日														
契約保証金納付	平成25年12月3日														